

## 地方公共団体の財政状況等の公表回数等について

### 1 結論

- (1) 地方自治法、地方公営企業法において、地方公共団体の財政状況等の公表回数を毎年2回以上から1回以上にすると、改正される(施行日:令和9年4月1日)。理由は、業務の簡素化・効率化。
- (2) 多治見市の財政状況の公表及び公営企業の業務の状況の公表は、内容を精査した上で、毎年1回とする。12月議会において必要な条例改正を行う。
- (3) 公表の時期は11月とする。
- (4) 多治見市健全な財政に関する条例については、上記(2)を事由に改正することに併せて、「決算を議会の認定に付す際に財務諸表を提出する」規定を実態に即して改正する。

### 2 現状と理由

- (1) 財政状況の公表及び公営企業の業務の状況の公表は、条例の定めることにより行うこととされ、多治見市財政状況の公表に関する条例等に基づき、5月公表、11月公表の2回作成している。
- (2) 財政状況の公表等の掲載内容は下記で、地方自治法等に規定された項目は限られる(下線部)。予算については一般会計・特別会計は公表項目ではなく、企業会計は公表項目であるという違いはあるが、いずれも予算資料や議案説明資料により、別途公表していることから、簡素化する。
- (3) 簡素化する情報と、情報の代替取得方法(公表方法)
  - ①補正予算内容 議決時に議案説明資料同等の内容をホームページに掲載
  - ②当初予算内容 議決時に議案説明資料同等の内容をホームページに掲載
- (4) 決算を議会の認定に付す際に財務諸表を提出できていない経緯

平成27年1月に国から新たに「統一的な基準」が示され、全ての市町村に統一的な基準による財務書類の作成が要請された。本市においては、平成28年度決算までは旧の総務省方式改定モデルにより成果報告書に掲載していた。「統一的な基準」での作成では、複雑な連結処理が必要となり作成負担が増したため、9月議会への提出は時期的に難しくなった。

※ ホームページでの公表を継続しており、令和4年度決算からは、ホームページでの公表に加え、わかりやすい決算説明書に説明を加えて掲載している。

### 3 必要な条例改正

- ①多治見市健全な財政に関する条例
- ②多治見市財政状況の公表に関する条例
- ③多治見市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例
- ④多治見市病院事業の設置等に関する条例

#### 4 今後のスケジュール

8/7～9/7 パブリックコメント

12月議会 議案提出

令和9年4月1日施行